

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
地域文化芸術活動ワーキンググループ（第3回）

日時：令和6年10月24日（木）

10：00～12：02

場所：文部科学省5F1会議室

（ハイブリッド会議）

1. 日時

令和6年10月24日（木曜日）10時00分～12時02分

2. 場所

文部科学省5F1会議室（ハイブリッド会議）

3. 議題

- （1）中間とりまとめ骨子案に関する議論
- （2）学習指導要領解説の見直しに関する議論
- （3）その他

4. 出席者

委員

北山主査，木村主査代理，野口主査代理，池上委員，大坪委員，栗山委員，清水委員，鈴木委員，戸ノ下委員，西野委員，星委員

文部科学省

高橋学校芸術教育室長 他

5. 議事録

○北山主査 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回地域文化芸術活動ワーキンググループを開催いたします。皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の傍聴につきましては、YouTube でライブ配信をしておりますので、その旨御承知おきください。

それでは、事務局から委員の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○高橋室長 失礼いたします。

本日は、11名の委員全員に御出席いただいております。

配付資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。不足がございましたら事務局までお声がけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○北山主査 ありがとうございます。資料はよろしいでしょうか。

議 事

(1) 中間とりまとめ骨子案に関する議論

○北山主査 それでは、本日の議事に入ります。

本日の最初の議題は、次第にございますとおり、「中間とりまとめ骨子案に関する議論」ということになっております。

これまでの議論を踏まえて、事務局において中間とりまとめの骨子案を作成しておりますので、まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

○高橋室長 失礼いたします。お配りしております資料1を御覧いただければと思います。こちらは、これまでのワーキンググループの議論を踏まえて、中間とりまとめの骨子案として事務局で作成させていただいたものです。

骨子案全体の構成といたしましては、大きく3つの観点で整理しており、先日の第2回のワーキンググループで整理いただきましたように、各論につきましては、2枚目の最後でございますけれども、「最終とりまとめまでに検討する主な事項」という形で記載しておりますけれども、本日は大きな7つの観点について御議論いただきたく存じます。

それでは、7つの各項目について御説明させていただきます。

まず、「1. 改革の理念」でございますが、今回の議論の大本になる考え方について、少子化が今後ますます進んでいく中であっても、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することにはしっかりと触れつつ、新しく、スポーツ・文化芸術活動は地域全体で関係者が連携して支えるものであり、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するという点にも触れております。

また、これまで使用してきた「地域移行」という表現は、学校の部活動を単にそのまま地域に委ねるという意味で捉えられてしまう可能性もあり、地域の活動にすることで豊かで幅広い活動を保障しようとする改革の理念を適切に示す表現としては、例えば「地域展開」という表現に変更することなども記載しております。

次に、「2. 改革推進期間の成果等」についてですが、第1回の会議でも調査結果をお配りさせていただいておりますが、改革推進期間において、予定も含めると、地域移行された部活動数や改革を進めている地方公共団体が確実に増加しており、また、質的にも地方公共団体の創意工夫により地域の文化芸術資源を活用した取組が進んでいることなどの成果について記載していきたいと考えております。

次に、「３．更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと」として、協議会の設置や推進計画の策定など、域内の改革について中心的な役割を担う地方公共団体に対し、取組を進めている自治体においては取組のさらなる深化を、これから改革に取り組む自治体には早急に着手するなど、有識者会議としてどのようなメッセージを発信すれば前向きに取り組むことができるかという観点で御意見を頂ければと存じます。

次に、「４．地方公共団体における推進体制の整備」については、改革を進めるに当たっての地方公共団体内における推進体制の整備として、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置に触れるとともに、地方公共団体間における広域的な対応として、都道府県レベルの対応や市区町村間での広域連携についても触れております。

次に、「５．地域クラブ活動の在り方」については、現行のガイドラインでも記載しておりますけれども、地域クラブ活動の教育的意義に触れるとともに、新たに、これまで御議論いただいた地域クラブ活動の定義や要件について記載しております。

次に、「６．次期改革期間の在り方」については、次の改革期間について前回会議で御意見を頂いたことを踏まえ、全体を「改革実行期間」と位置づけ、前期と後期、それぞれ３年としていますが、間に中間評価を実施することや、前期から地域展開などに取り組む形を記載しております。

また、３つ目の黒丸でございますが、現行ガイドラインにおいて、休日における地域連携や地域移行を段階的に進め、可能な限り早期の実現を目指すとしていたところですが、より多くの地方公共団体がさらなる改革を進められるようにするには、次の期間における休日・平日の取組について、どのような方針を設定していく必要があるか御議論いただければと思います。

最後に、７として「学習指導要領における取扱い」については、ワーキンググループとして、地域クラブ活動はどのようなものかを資料の赤字部分のように記載した上で、学校との連携が重要であるとの考えを整理しております。

また、地域クラブ活動に関する意義や考え方を、今後の学習指導要領の改訂に合わせて記載の在り方を検討するという今後の対応について記載しております。

以上でございます。

○北山主査 ありがとうございます。資料１に基づいて御説明いただきました。

それでは、ただいま御説明いただいた中間とりまとめの骨子案につきまして、委員の皆様より御意見を頂きたいと思っております。第１回と第２回のワーキンググループで頂い

た御意見につきましては、参考資料1としてお配りしております。こちらも御参照いただきながら、お考えをお聞かせいただければと存じます。大変恐縮ですが、円滑な進行のため、お一人当たりの発言の時間につきましては、2分～3分程度ということによりお願いいたします。

進め方ですけれども、資料1の項目の1と2が比較的共通した内容でして、3と4も比較的共通した内容でございます。4、5、6はそれぞれ独立しているようです。

まずは、10分～15分程度になるかと思いますが、1の「改革の理念」と2の「改革推進期間の成果等」について御意見等を伺いたいと思っております。「改革の理念」につきましては前回のワーキンググループでも御意見を頂いておりますし、少子化の中にあっても子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するということ、そしてそれが生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するということ、そして、「地域移行」という名称につきましては、例えばですが、「地域展開」などに変更してはどうかということで「改革の理念」について定められております。これは恐らく十分御意見を頂いたかと思っておりますので、これも含めてですが、今日は主に2の「改革推進期間の成果等」について、この期間中の取組をどのように評価するかということ、資料の現在の書きぶりにつきまして、ここに書いてございますところに加えまして追加的な御意見があれば伺いたいと思っております。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

それでは、第1回のワーキンググループで多様な文化活動について御意見を頂きました池上委員からお願いできますか。

○池上委員 私のほうから1番と2番をミックスした形でお話をさせていただきます。

まず、「改革の理念」というところは大きく3点挙げられているかと思えます。子供たちの文化芸術に親しむ機会を確保すること、そして地域全体でそれを支えること、そして、「地域移行」から「地域展開」というようなまた新たな言葉というところが押さえられていると思っています。これは今まで取り組んできていただいたことを議論した中で改めて整理されたことかなと思っています。それらの理念を踏まえて、各自治体が各自治体の実態に合わせて、本当に様々な取組をされていると思っております。

取組の成果としては、学校の中での部活動の選択の幅が、少子化、子供たちの数が減っているということで狭まっていく中、学校部活動の中ではなかなか充実できなかった合唱とか弦楽とか将棋、プログラミング、栽培活動といった新たな部活動が生まれてきて、子供たちが本当に多種多様な文化芸術活動に触れる機会が増えたということは大きな成果だ

など考えています。学校という枠を超えて地域の方々と一緒に活動する機会は、子供たちにとって地域を知ったり地域と関わる場であり、大変価値のある時間になっているのではないかと考えております。

改めて実証事業によって明らかになった好事例を参考にして、各自治体がそれぞれの実情に合わせた形で今取り組んでいただいています。進捗状況については、自治体ごとに実態や実情が違うため、一律にこうだとは言えないのですが、先行で取り組んでいた自治体の好事例とか推進するためのノウハウという部分が明らかになったということは本当に大きな成果だなと考えています。県の連携協議会のほうでも自治体から課題を挙げていただいて、それらを共有しながら一緒に取り組んで、支えていけたらと思っていますところですよ。

一方で、成果が明らかになったところですが、まだ課題という部分はあるかなと感じているところですよ。環境の整備、指導者・活動場所の確保、指導体制の整備等、まだまだ自治体が解決していかなければいけないものはたくさんあるかなと思っていますが、それらについて、知恵を絞って進んでいくところですが、自治体だけの歩みでは困難であるかなと思っていますので、国としての補助という部分は今後も不可欠かなと思っています。

自治体の取組をやっていただくことによって、このような姿があるんだ、こういうこともできるんだという可能性が示されたということは大きな成果であったと思っています。

○北山主査 ありがとうございます。この間、各自治体の状況に応じた取組が行われて、それが見える形で公表できるようになってきたのは大変な成果であるということでした。各学校の中あるいは外とのつながりということも含めて、多種多様な柔軟な取組が行われているということをお書きいただくとよろしいのではないかと御意見だったと思います。

そういう意味でいけば、学校現場あるいは地域クラブの活動実施についての御意見を伺ってありました西野委員からは何か追加的なことはございますでしょうか。

○西野委員 「改革の理念」と2番の「改革推進期間の成果等」ですが、播磨町においても当初より国の補助金を活用させていただいて、地域移行できることから始めました。その過程で課題がいろいろ出てきました。それを一つ一つ乗り越えることで一つの方向性が出てきたかなと思います。理念の中で「教員の負担軽減が」という注釈がありますが、部活動の地域移行は、当初教員の働き方改革という趣旨の方針から始まりましたが、非常に批判を受けました。先生のための改革なのかと播磨町では、子供ファーストの視点で、子

供のための改革、子供たちが生涯活動することのできることを目的にしています。その点でも1の「理念」については非常によくまとめられていると思います。そこで、「教員の負担」という言葉は削除するほうがいいと思います。また、播磨町や兵庫県の関係者でよくある論点として、部活動の地域移行の最終ゴールのイメージについて、中学校の部活を学校から解放して結局どうなるのかなどで議論があります。私は、生涯学習社会の構築というしっかりした位置づけをこの理念の中にも入れて、もう少し広い意味合いを出せればと思っています。

成果としては、部活動を移行というところから地域展開という方向性で、もう少し意識改革ができればいいのですが、週7日のうちに平日4日、休日1日の5日間を活動しなくてはいけないとなると、そんな指導者はいません。部活動という今までの形を踏襲してしまっただけでは指導者の確保の課題は永遠に解決できません。もう少し活動日数も柔軟にし、時間帯についても、週5日活動するのではなくて、夜間の活動や週2日・3日の活動でもいいと思います。また、この中にぜひ入れてほしいのが、文化芸術活動も毎日活動するものではなくて、多種目に参加、あれもこれもしたい。また、文化だけではなくて、スポーツと文化芸術活動の両方参加できるような、そういった理念をこの中に入れられたらいいかなと思います。

○北山主査 ありがとうございます。貴重な御意見を頂きました。

最後におっしゃっておられた、文化も活動を多種目にしていって、スポーツとの融合というようなこと、これは先日スポーツ庁長官もおっしゃっておられたことで、新たな価値の創出ということで大変重要なことかなと思います。ありがとうございます。

それでは、団体のお立場から、星委員と戸ノ下委員に順番に頂けますでしょうか。

○星委員 まず、「改革の理念」については、西野委員がおっしゃられたように、第1番目にこの黒ポツの1番目が来たということは大変ありがたいと思います。現場としても、生徒ファーストということで、大変意味合いの深いものであると思っております。

それから、吹奏楽連盟といたしましては、今まで何度かお話をさせていただいたように、地域バンドあるいは合同バンドへの発表の拡大等を行ってまいっておりますので、できましたら、2番目の文章の中に「生徒の豊かで幅広い活動機会（発表の場の拡大等を含め）」という文言を入れていただけると、より具体的になってくるのではないかと思いますので、御提案申し上げます。

それから、「改革推進期間の成果等」についてですが、皆さんがおっしゃられているよ

うなことも本当に感じております。それと、ここで何度か検討されておりましたが、今まで非常に不明瞭であった、自治体や関係団体が何に課題を絞って努力しなければいけないかという事項が具体的かつ明確になってきたということも一つの成果として挙げられるのではないかと考えておりますので、その辺を加筆していただけるとよりいいかなと考えております。

○北山主査 ありがとうございます。重要なことは、これまで大会とかコンクールが中心であったところに新たな活動の価値を加えようということで吹奏楽連盟さんも動かれているということ。地域の自治体も、この間様々な試みをされて、改革が進んでいるというお言葉を頂いたと思います。骨子でございますが、またこれに肉づけした本文等も作られますので、そのときにそういうことも加えられたらいいなと思います。

それでは、戸ノ下委員、お願いできますでしょうか。

○戸ノ下委員 合唱連盟の立場としては、既にコンクール規定を改定しております。来週、コンクールがございますが、今後に向けて、中学校ではなくて中学生たちのためにやっていくという取組をしている一方で、もともとは一般団体として出ているジュニアコーラスもたくさんございますので、そういった、言葉は悪いですが、勝ちにくるももとの地域合唱クラブ活動と、一生懸命頑張っている学校単位の子供たちが、今度地域に移行したときにどのようにバランスを取っていくかということは全国組織としても考えなければいけない課題ということで、今いろいろな知恵を出し合っているところではございます。

その上で、「改革の理念」でございますけれども、コンパクトにまとめていただいていると思います。

2つあえて言わせていただくとすると、将来にわたって子供たちが親しむ機会を確保するということは、全ての中学生にひとしくこういう機会を設けてあげるべきだと。義務教育課程に属する中学生ですので、差があってはいけないということは強く感じております。

もう一つは、「継続的に」という言葉が入っておりますが、持続可能な仕組みをつくっていくのが今回の改革の大きな一つの柱になろうかと感じておりますので、このあたり、言い回し等々、ほかの委員の先生方の意見も含めて御考慮いただければありがたいと思います。それから、先ほど西野委員もおっしゃったように、様々な文化芸術・スポーツ活動の機会を保障していくのだということが大切かと感じておりますので、そのあたりは既に西野委員がおっしゃったので、詳しくは触れません。

そのようなことを考えております。

○北山主査 ありがとうございます。合唱連盟さんにおかれましては、第1回のワーキンググループのときの資料として、参考資料6で随分完成度の高いガイドラインをお示しいただいて、これは各団体の活動の大変重要な参考になるかと思えます。ありがとうございます。

あと、おっしゃっていただいた、理念のところの「活動に親しむ機会を確保する」という部分につきましては、障害のあるお子さんですとか、外国籍の方ですとか、全ての子どもたちのためにというニュアンスが含まれてということは昨日のスポーツワーキンググループのほうでも出ておりまして、大変重要なことだと思います。ありがとうございます。

まだ御意見をお持ちかと思いますが、また後で機会があれば伺うとして、今日もたくさん伺わなければいけないことがあるものですから、もしよろしければ3、4に行きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。これは大変重要なことが含まれているかと思えます。つまり、タイトルにございますように、「更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと」、そして「地方公共団体における推進体制の整備」、この3と4の項目についての御意見を伺いたいと思っております。

前回も「地方公共団体における推進体制の整備」ということについては、特に清水委員からも御意見を伺って、皆様からのたくさんの御意見が出ているところですが、そのことも確認しながら、新たにこれに付け加えたいというようなことがございましたら、ぜひ、短い時間で恐縮ですが、お一人2分～3分の間で伺えればと思っております。

それでは、恐れ入りますが、話のまとめ方からして、まず教育委員会のお立場から伺いたいと思っておりますので、木村委員、鈴木委員という順番で伺ってよろしいでしょうか。

○木村主査代理 そうしましたら、3つ目の「更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと」というところで、これは非常によく整理されていると思っております。ただ、私ども自治体の立場としては、未実施の自治体もまだまだある中で、そういった自治体を今後どのように底上げといいますか、進めていけばいいのかという観点が必要なのではなかろうかと思っております。

そこで、一つ目のポツでございますが、「これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手」、そして括弧の中、「先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組む」ところに、後からも6にも出てくるのですが、まずステップとしては、段階的に地域連携があって地域展開があるというイメージを私は持って、私どもはそのよ

うに進めているところでございます。部活動指導員を活用しながら、まずは地域連携。第1段階。その後に主体者を地域に持っていくほうが未実施の自治体の取組としてはいいのかなと思っておりますので、それが一つです。

もう一つは、3つ目の「改革の理念を実現することが最も重要であり」というフレーズの中に、1番目の「改革の理念」は本当に素晴らしいものだと思っております。ただ、その理念を実現するためには、自治体にとってはやはり人・金・物というものがどうしても必要になってきます。そのために、人・金・物の中でも、持続可能な運営の財源確保というものが自治体、特に首長部局などは関心事でございます。そして、大変頭の痛いところです。そうしたことを踏まえると、国や都道府県の後押しがあると地方公共団体も大変進めやすいのではないかといいところでありまして、このフレーズの中に「国、都道府県、地方公共団体、高等教育機関、関係団体が連携して」という一文があると非常に安心感が持てるのではないかと考えているところでございます。

○北山主査 ありがとうございます。御存じのように、義務教育の設置は市区町村が担っておりますので、各市町村におかれましては県との連携が重要になってくるわけで、そこを国がどのようにつなぐための骨子案をまとめていただけるかは重要な部分になるかなと思いました。地域ごとに事情が異なるところですが、確実に連携から移行へという形で進めていければいいなと思いながら聞かせていただきました。

それでは、鈴木委員、お願いできますでしょうか。

○鈴木委員 まず3番でございますが、具体的な記載ぶりというよりは、思ったことで恐縮ではございますけれども、地方公共団体に伝えるべきことということで、まずは各自治体が改革の意味や必要性をしっかりと理解してもらわないと進まないのだろうなと思っております。先ほど池上委員からもお話がありましたが、今回の成果、やってみてのよさですとか、そういったことを分かってもらう、知ってもらおうということが何よりも大事なのではないかと思っているところでございます。

その上で、佐渡市でも進めてみて、一番ネックだなと思ったのが、地域や保護者への説明の仕方がすごくネックだったというところがあります。なので、学校でやっていたことを移行するとか、子供のスポーツ・文化活動を保障する、確保する、これは誰がやるんだと、学校でいいじゃないか、先生が見てくれたほうが安心だし負担もないしという中にあって、学校でやっていることよりも、地域一緒になって、よりよい体験ができるんだという、そのよさを出していくことが地域や保護者の納得感が得られるのだろうと思っております。

で、こういった説明を自治体がしやすいように国として丁寧に示してあげることが必要なのではないかと思っております。

4番の「体制」というところでございますが、先ほどお話もあったように、自治体、お金はあっても人材がいないと。まさに佐渡市でもそのような状況でございます。佐渡市では今年度から地域おこし協力隊にも実際に携わってもらおうようにしております。こういったほかの国の制度で活用できるものもあるのではないかと思いますし、例えば、文化でなくスポーツになってしまいますけれども、JET（一般財団法人自治体国際化協会）プログラムのSEA（スポーツ国際交流員）という、ALT（外国語指導助手）のスポーツ版になるのですが、今回初めて招致いたしまして、実際に指導者として関わってもらってもおります。ですので、文科省だけというよりは、国全体で今回の移行というものを機に使えるような制度もあるのではないかと思いますので、そういったことも一緒に示してあげると自治体としても取り組みやすいというか、重い腰も上がるのではないかと自治体の立場としては思っております。

また、先ほどスポーツと文化の融合という話もございましたが、補助金、委託の関係でございますけれども、どうしてもスポーツの関係が優先度が高いというか、人口的にしようがないのかもしれないけれども、どうしてもスポーツ優先になっているような気がいたします。今回、この実行会議のように、どうしても縦割りの部分はあるかもしれませんが、スポーツと文化、隔たりなく、スポーツ庁と文化庁が一緒になったトータルでの補助金の在り方、そういったことも検討してみると文化のほうもより取組が進むのではないかと考えたところでございます。

○北山主査 ありがとうございます。このところ、実証事業の積み重ねによって各自治体でかなり意識も高まってはきておりますが、やはりまだ地域によって若干のむらがあるということもあります。結局そのために保護者の方々の理解にも様々濃淡が生まれて、それぞれ苦労されているかなというふうなお話でした。重要なことは、スポーツと文化が一体になって進まなければいけない。そのために今回実行会議が設けられているわけですので、ぜひそこでも今伺ったようなお話をお伝えできればと思っております。

町の教育委員会、市の教育委員会からのお話を伺ったところで、県の教育委員会ということで池上委員から何かお言葉を頂けますでしょうか。

○池上委員 先ほど鈴木委員がおっしゃられたように、保護者や地域への説明という部分を円滑に進めるということが、進めるためには非常に大事ななと思っております。

各自治体が工夫を凝らして取り組んでいただいているところだと思っていますが、やはりそこに一番関わっているのは子供たちかなと思っています。子供の声に耳を傾けて、寄り添った姿勢という部分は本当に大事にしていかななくてはいけないと思っていますところ。

子供たちは、地域クラブへの移行であったり地域連携をすることによって生まれるよさであったり可能性という部分に期待も膨らんでいる一方で、新しくなっていくことに対しての不安もあると思います。それは保護者も同じかなと思っていますし、もちろん地域の方々も、どうなっていくんだろうというところがあると思います。ぜひ、そういう様々な思いを持っているというところを踏まえた上で、その思いを大事にしながら進めていくということを忘れてはいけないと思っています。その声に耳を傾けることによって、それぞれの進める地域クラブの取組がより発展していったり、また深まっていく、深化していくということも見られるのではないかなと思っています。皆さん、進めるに当たり、子供たちのためにというところは忘れずに進めていただいていると思いますが、より一層子供の声を聞くことは大事かなと思っています。

あとは、県としても、自治体のそういう取組をつなぐ役割があるといつも思っているところです。自治体によってはそれぞれの実情がありますので、それらをうまくつないでいくということ。あわせて、小規模の自治体については、一步踏み出すところが大事になっていくと思っていますので、その部分を後押しできればいいなと思っています。あわせて、自治体も積極的に自分たちの自治体の実情に合ったところの情報を得るということも大事かなと思っていますところ。

○北山主査 ありがとうございます。地方公共団体の動きもさることながら、それを応援し支えるのは保護者の皆さんですし、子供が中心であるということから、地域一体になって動けるような体制を整えていただきたいということは私も同感でございます。

地方公共団体の話ということになりますと、前回も御意見を伺ったのは清水委員かと思うのですが、これに加えて何かございますでしょうか。

○清水委員 私も現場を回った観点から申し上げますと、地域展開を検討する団体側とのセッションを、私たちもよく各地域の役所を回ったときに、名刺交換だけでなく、自分らの団体のアピールとか、そういった部分をいつもさせてもらってはいるのですが、今まで各役所から例えば年間のスケジュールを求められたりとか、そういったことをされたことが実はなくて、各役所等の担当の方が年間スケジュールを求めて、それを例えば上に上げるとか、そういった形をもっと具体的にさせていただくと、団体側もモチベーション

も下がることなくいけるのではないかと思いますのです。

いろいろ回った中で思うのが、特に役所とかは新年度において担当者の方が替わったときに、例えば今まではずっとうまいこといっていたけれども、それが急に、担当から何も引継ぎがされていなかったという話をどの役所でもよく聞くのですけれども、そういったところもきちっと、この地域移行に関してはずっと継続して続く問題でありますから、特に重要なというの思っております。

あと、今回いろいろな成果をお伺いする中で、私が目からうろこで思ったところが、子供たちの移動手段。私は大阪市内に住んでいる中で、バスで移動するという頭が全くなかったのです。最近、いつも私はウォーキングするのですけれども、大阪市中央区の隣の中学校を回ってみたのですけれども、結構な距離があって、坂道が多いと。毎回自転車で通ったらいいのかなとうちの家内と話をしたときに、どうしても下り坂で交通事故とかが起きたら危ないとか、そういった子供たちの移動手段の問題というのも非常に重要なと思いました。地方ではバスで移動する。都会ではどういった移動手段がいいのかとか、ここは本当に重要なと思いました。

○北山主査 ありがとうございます。年間スケジュールを示していただくということは実施団体のほうにとってもとても重要なことですので、それをそれぞれの行政機関のほうで整えていただけると継続性の上でもよろしいかなと思いました。そして、移動手段も含めて総合的な子供たちの活動を自治体で見ていただくというのはとても重要だと思います。

ということを伺って、自治体から総合的な子供たちの活動ということを広く捉えておられるところで、野口委員からも何か御意見を頂けますでしょうか。

○野口主査代理 こんにちは。野口でございます。

なかなか動きにくいところにどういうふうにメッセージを伝えればいいのかということはずっと考えていたのですけれども、人の心が動くときというのは、まず実態を見ていただくというのが一番だと思っています。紙の上でどうしたらいいかなと考えることは私もいっぱいあるのですけれども、まず活動を見る。そうすると、「あつ、こういうことか」と多々分かることがこれまでもありました。ですので、これまで先生方が担ってきた部活動がどういうものだったのだろうか、今後子供たちにこの機会を確保するにはどうすればいいのかというのを考えるときは、まずは実態を見るということだと思っています。

先ほど池上先生がおっしゃいましたけれども、こども基本法が立ち上がって、その中では、まず子供の意見を聞けというのが出ていますので、これかなと今思っているのですけ

れども、私が教員時代に、子供たちが来て、「先生、アニメ部つくってくれないかな」と言われたことがあって、「じゃあ、2～3人やりたい人が集まったら同好会からやってみようか」みたいなことがあったのですけれども、やっぱり子供の意見を聞く。子供がこういうことがしたいと言ってくれると思うのです。そこをきっかけに、じゃあこういうことをやっていしましょうかと。大人が頭で一生懸命考えて分からないことが、案外子供が答えを出してくれるということがあるのです。ですので、先ほどの池上先生の意見に私も賛成。同じことを言いたいと思っていました。実態を見て、子供の意見を聞いていけば、絶対やりたい子供がいるのですから、動いていくはずだと感じています。

○北山主査 ありがとうございます。子供、保護者ということが一番重要ですので、そことつなぐ地方公共団体の在り方というのを本文の中でも含めていただけるとありがたいなと思っております。

その他ございますでしょうか。

○西野委員 3番、4番で、特に4番の内容ですが、私は兵庫県の部活動の地域移行推進計画に関わりましたが、実態調査をしてみると、実際のところ、私たち教師の立場では気がつかない子供のニーズとかというのが分かってきます。特に、部活の時間が長い、塾や用事があるのに、顧問の先生が練習時間を守らない、実際のところ、いろいろな意見があり、子供のニーズと部活動の顧問の気持ちがずれていたりすることが多々あります。調査は国や県でも実施しています。播磨町でも生徒、保護者、教師などからアンケートを取りながら進めています。

大事なものは、この中にぜひ、各市町が推進計画を立て、着実に地域展開を進めること。関係者が集まって、アンケートなどの調査をしながら推進計画を立て、その推進計画を具体的にするため、実証的な取組であったり、地域展開の実施パターンを参考にしながら、方向性をもつことを明確にしたほうがいいのではないかと思います。

○北山主査 ありがとうございます。綿密な現場の調査に基づいて、そして実証事業の成果に基づいて各自治体で綿密な計画を立てていただくということが重要かと思います。ありがとうございます。

ほかに、これに付け加えまして。

○戸ノ下委員 既に私が言いたいことは、鈴木委員や池上委員、その他の委員におっしゃっていただいているのですが、ニーズをきちんと把握することと、地方公共団体が主体的にリーダーシップをとってほしいということは強調したほうがよいかなと思います。

た。

というのは、私が、合唱連盟の立場ではなくて、地域クラブ活動の試行に地元の自治体で関わっているのですが、地元の自治体はニーズの把握をする気が全くないということを教委がはっきり言ってしまうているのです。それでは子供たちの意向が吸い上げられない。一部の自治体でまだそういう考え方が根強く残ってしまっているのです、今回このとりまとめの中できちんと、ニーズを把握するということが地方公共団体の責務とまで踏み込んでもいいのかなと感じています。

○北山主査 ありがとうございます。複数の方から同様な、ニーズの把握が重要であって、それに基づいて各自治体で進めていただきたいという御意見です。

星委員、どうぞ。

○星委員 前回から申し上げますように、どうしてもニーズを取るとマイナスの意見が表に出てきてしまって、プラスの意見、例えば、吹奏楽に関しては練習時間をきちんと整えてもらって、毎日でも練習をしたいという子のほうが実態としては多いわけです。そういう子たちの実態の上に「塾で大変だ」とかという意見があると、どうしてもそちらの意見が注目されてしまう。そうではなくて、現在は部活動ですけれども、現在のきちんとした活動を望んでいる生徒や保護者が多々いるということは実態として意識しておいていただけると大変ありがたいなと。その上での扱いをやっていただけることが大切ではないかなと。

それから、教員についても、私も同僚の教員からいろいろなお話を聞きますけれども、以前からすると部活動に非常に積極的に取り組む教員は減ってはきています。でも、中には子供たちと正面からぶつかり合って教育ができる場としての部活動の在り方を非常に価値として見いだしている先生方もおまして、積極的に部活動を通して生徒指導や教育活動を行いたいという人たちもまだまだたくさんいるということも実態としてぜひ把握していただけるとありがたいと思っております。

○北山主査 ありがとうございます。御意見を賜りました。

恐れ入りますが、時間のこともありますので、ほかの部分でも御意見を伺わなければいけませんし、また追加的なことがあれば後で伺うことにして、5つ目の「地域クラブ活動の在り方」というところにつきまして追加的な御意見を伺えればと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、これにつきまして、「新たな価値の創造」ということで何度も貴重なお言葉

を頂いておりますけれども、大坪委員からこれにつきまして御意見を伺えますでしょうか。

○大坪委員 5番の「地域クラブ活動の在り方」というところを中心に見ていきまして、「地域ならではの新たな価値を創出する」というのは重要なことであろうと思います。ただ、ある種の公的資金を注入していくということになれば、やはり地域クラブの定義とか要件というのは必要になってくるだろうと考えます。その中で、これまでのお話を聞いていると、組織性、継続性というのは重要であって、もう一つここに地域性というのをしっかり入れるべきであろうと思います。ただ、これはマストではなくて、認定をするということになれば、その地域ならではの伝統文化であったり、伝統芸能であったり、伝統工芸であったり、そういったものに依拠した子供たちの文化的な活動があるとするならば、それも大きな要素として評価をしていいのではないかと考えております。

それから、昨日の地域スポーツクラブのワーキンググループの会議を見ておりまして、「専門的指導者による高度な指導」という点の「高度」というところについて御意見が多々ありましたけれども、私もこれは不要であると考えます。今この時点で「高度」と言ってしまうことになると、ますます人材がいなくなってしまうというところが一つあります。

もう一つ、5番の最初にあります「部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展」というところですが、ここに関しては、特にスポーツ系の人たちの中で、かつて過度な部活動指導によって様々な悲劇的な事件が起きているという反省もあります。ですから、改めて我々が今まで学校でやってきた部活動の教育的意義ということに関しては、これをきちんと分析、反省した上で、今後の地域展開の中でこれをどう継承・発展させるかという視点が必要になってくるだろうと考えております。

当然のことながら、クラブを成立させるためには、この中では人材が一番重要だろうと考えております。そのための研修会とか、そういったところも今後必要になってくるかなと考えております。

○北山主査 ありがとうございます。お言葉を頂きました「新たな価値の創造」という中には、各地域の特性ということもございますが、今お話にありました昨日のスポーツワーキンググループでもありましたように、いわゆる高度な指導者というよりは、スポーツでは「良質な」という言葉が出ておりましたね。質の良い指導というのはどういうことかということを、骨子もそうですが、本文の中に含めていただけるといいなと、私も大変同感しております。

この「地域クラブ活動の在り方」につきまして、木村委員からも教育委員会のお立場で何かございますでしょうか。

○木村主査代理 基本的には大坪委員がおっしゃったことに本当に賛同いたします。私も基礎自治体としても、公的支援を当然するということになると思いますので、ある一定程度の基準を設けて、それを公認地域クラブとして認定することになるということであれば、それぞれの地域で基準をつくるのではなくて、ここにもありますとおり、国がある一定の基準を示していただくと非常に自治体としては助かるのではないかと考えておりますので、この表現が非常にいいのではないかと考えております。

さらに、それとは別に、今ほど掛川市のマルチスポーツ活動をはじめとしていろいろ話題が出ています。うちの県でも、ダンスとか日本舞踊とかプログラミングとか、さらにスポーツ系のボルダリングなどを、要するにスポーツと文化芸術を含めた多様で複合的な形の体験活動、 トライアル活動と言っているのですけれども、そうしたものは今後、新たな価値が創出するということは全国的にこのチャンスで生まれてくるのではないかと考えておりますので、そうしたことを期待しながら、予定しながら進めていく、この記述は非常にいいかなと考えております。

○北山主査 ありがとうございます。その地域ならではのものとか、あるいはこれまでになかったもの、そういうものがこの機会に生まれていくというのはとても有意義なことかなと思います。

それでは、同じお立場から、西野委員から頂けますでしょうか。

○西野委員 「地域クラブ活動の在り方」という題自体が、一番難しい課題かなと思いますが、現在、私がかかわっている兵庫県の NPO 法人スポーツクラブ 21 はりまが町から委託され、地域移行の運営の主体として取り組んでいます。大切なことは、活動拠点の確保、継続的な活動ができる団体などが共通理解し、行政と一緒にパートナーシップにより取り組むことが大前提になると思います。スポーツであれば総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会という団体が自立して運営することが必要だと思います。一方、文化芸術においては、本町でも文化協会などがありますが、教育委員会、行政が主導している一面もあり、まだ自立できていない部分もあります。最近、公民館やコミュニティ施設などの社会教育施設が指定管理や NPO 団体として管理運営するようになってきましたので、そういった文化芸術に関する NPO 団体などが活動拠点として地域クラブの活動のマネジメントをできればと思います。播磨町においても今、地域連携で文化芸術活動は積極的に取り

組んでいます。社会教育施設がどれだけ主体的にこれを担っていただけるかというところが今後のポイントにはなってくるのかなと思います。

地域で習い事であるピアノ教室の先生や習字の先生とか、そういった人材がここにどう絡んでいくかということもこれから大事なところではないかなと思います。私は、子供たちの可能性を考えたときに、その選択肢があればあるほどいいと考えています。そういった意味で、地域クラブ活動の在り方というよりは、地域クラブの運営をどこが担うのかをしっかりと明確にすることが持続可能な形につながるのではないかなと思います。このような内容をこの中に入れたいなと感じています。

○北山主査 ありがとうございます。スポーツに比べますと文化のほうは受け皿となる団体等が十分に整備されていないので、どこがそれを担うのかということをしかりすることが持続可能な部活の維持ということになるかなと思います。

そういう意味でいきますと、掛川市で地域文化クラブの実践がかなり進んでいるのですが、栗山委員から何か情報等、御意見を頂けますでしょうか。

○栗山委員 うちの財団では今は3クラブ運営していますけれども、在り方について、教育的意義の継承・発展というのがあると思うのですけれども、指導者の方たちは、一般には会社員だったりとか、デジタルクラブのほうは大学生が行っているのですけれども、学校教育ということに関しては全然関わってきていない方たちが指導されているので、必要最低限な救命救急講習とかハラスメント等の講習は受けていただいているのですけれども、教育的指導については特にまだ触れてはいないので、今後そういったことも必要になってくるのかなとは思っております。

○北山主査 ありがとうございます。各自治体等では、先ほどから指導者の量・質ということについても御意見を頂いておりますが、コンプライアンス等については特に重要でございますので、その辺の基準が、各自治体もそうですが、国のほうでも示していただけるとよろしいのかなと、皆さんのお話を総合的に伺って思いました。

どうぞ、大坪先生。

○大坪委員 今の掛川市のお話を聞いていて、参考資料2に「地域クラブ活動の要件等を定めている自治体の事例」というのを出示いただいておりますが、それを見ますと、山口県の実例だと、これはかなり学校に比重が大きい段階かなと思います。次の北見市の場合も、「部活動の地域の受け皿として」という大前提になっているので、これも学校の比重が大きいかなと思います。掛川市の場合は、「中学生が参加できる」という条件はついているの

ですけれども、かなり独立性が高い組織づけになっていて、その中で公認の地域クラブというような位置づけにされようとしてきていると思います。流れとしては、やはり掛川市のような取組の方向に行かれるべきではないかなと、お話を聞きながら考えておりました。

○北山主査 ありがとうございます。実行会議のほうでも掛川市の教育長さんがおっしゃっていたのは、地域展開ということが重要で、これからは今までの部活という概念から大きく変えなきゃいけないんだというようなことをおっしゃっておりました。そういう方向で行くのがふさわしいのではないかという御意見だと思います。

これに関しまして、ほかにございますでしょうか。

○戸ノ下委員 今のことと直接の関わりはないのですが、「地域クラブ活動の在り方」のまとめ案の骨子を読んで、このとおりで問題はないのですが、思ったのは、参加者本位の活動であるということが多分大前提であると思うのですが、それが明記がないということになると、受け取り方としては、指導者がやりたいことをやるんだよというふうに受け取られかねないのかなというのが非常に私は気になりました。なので、1番の「改革の理念」に入れるのか、あるいは5番の「地域クラブ活動の在り方」の中に入れるのかは御検討いただければと思いますが、あくまでも参加者、中学生たち本位の活動である、中学生のためにやるんだよということを強調しておいたほうがよいのではないかと感じました。

○北山主査 ありがとうございます。参加者本位というのは重要なキーワードだと思います。そういう意味でも、「子供たちのニーズに応じた」という言葉が骨子にもございますが、今頂いたような御意見を本文のほうにも生かしていけたらと思っております。

それでは、まだ御意見がおりかと思うのですが、時間のことから、今日お聞きすることが漏れるといけませんので、取りあえず先に進ませていただければと思います。

6番目の「次期改革期間の在り方」ということについて御意見を伺いたいのですが、これについては前回のワーキンググループの議論を踏まえておりますので、もしこれに付け加えるようなこと、あるいは休日と平日の具体的な取組方針ということについて御意見がございましたら伺いたいと思います。もしなければ結構なのですが。

前回、休日と平日についていろいろ御意見を伺ったのですが、その中でこの件についての御意見を伺わなかった方から何かあればと思うのですが、大坪委員、何かございますでしょうか。

○大坪委員 現在のところ、休日を中心にして進展している事例はたくさん出てきている

と思います。平日ということを考え出すと相当壁が高いと言えます。そこをどうするかというのはいろいろ問題が多いなと改めて感じております。ですから、「休日及び平日」と並べてありますけれども、そのところはもう少し細かく分析的に考えていったほうがいいのかなと思っております。

それから、前期、後期、そのあたりはスポーツのほうではいろいろ異論が出ていましたけれども、3年、3年で中間評価をすべきであるというところについてはそのとおりだと思いますが、では6年後を、我々文化芸術の場合にそこで終着点とみなせるのかどうか。一つには、先ほどからも参加者本位ということもあり、そこで活動している子供たち、あるいは直接関わっていらっしゃる地域の皆さんたちの意識がどの程度変わったのかということが最大の評価項目だろうと思いますが、もう一つは、地域クラブである以上は、そこに直接関わっていない地域の人々の間にどれくらい定着したのかという視点が評価で必要なのではないかと考えます。要するに、直接指導はしていないけれども、子供たちが活動を終えて帰るときに、暗くなっているときに近所の人が見守りをしてくれているとか、そういうことでも十分地域の文化活動の意義ということを感じていらっしゃるからできるわけです。ですから、1番の「改革の理念」のところに「将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動……」とありますけれども、このところが、子供たちが地域の人々とともにというような要素が重要になってくるのではないかと考えます。ですから、自分たちの地域はこれだけ子供たちを中心にしているいろいろな文化活動、スポーツも含めて活発になってきている、それから自分たちの地域の特色が生かされてきているということ地域住民の方々がどれくらい認識しているのか。変わったのか、成長できたのかというところが最終のゴールの評価と思っております。

○北山主査 ありがとうございます。3年、3年で6年後のゴールということになりますが、その間に深度の評価をどのようにするかということが重要ですが、お話しいただいたように、その地域がどのように定着しつつあるのか、あるいはしたのかということをつえていくことが重要ななと思いました。

前回この件でお話を伺わなかった方を私はリストアップしましたが、清水委員、いかがでしょうか。

○清水委員 私も現場サイドの目から見て、各役所を回って意見交換をした中で、30～40件回った役所の中の5～6件で言われたことが、令和5年、特に去年ずっと回っていたのですけれども、そのときによく言われたのは、「令和7年度までまだまだ時間があり

ますから、ゆっくり検討していきます」という役所さんの意見が5～6件あったのかな。そういった意見がありました。地域移行における担当になられた方は、例えば次また3年間で期間を設けたときに同じような動きにならないかというのがすごく懸念される場所なのです。例えば私たち団体側が地域展開・地域移行の担当者の方に挨拶に行って、こんな活動をしたいんですと言ったとしても、「分かりました」と受け取るだけで、「考えておきます」とかという形だったら全然進まないと思うのです。

その中で、例えば役所サイドで成功例とか、各地域で今資料とかで出ている、いろいろ活動されているところがあるじゃないですか。その成功例なり、こういったところをもうちよつと改善したほうがいいのかというのが例えばアプリとかで見えるような形を構築していただくと、「あっ、こういった活動ができるんだ」とか、「私たちもこういった形でやろうかな」とか、「なるほど、移動手段はこういったやり方があるんだな」とか、そういうのがもっと全体的に国内の各役所の担当の方が見られるような形になると、共有できるような形になると、もっと前に進んでいくんじゃないかなと。それは、いろいろな役所を回ったときに常々思いました。

○北山主査 ありがとうございます。一つは、3年、3年とはいいいながらも、その間の小まめな情報の伝え方が重要ではないかということ。それと、清水委員の御意見としては、情報を広めるためのポータルサイトのようなものが活用できればいいのではないかということ。実は文科省の中に部活動改革ポータルサイトがございますね。私も見ますが、スポーツのほうの事例が多くて、文化のほうはあまりないのですけれども、これからそちらのほうも活発にしていって、各自治体の皆様や地域の皆様に見ていただけるような形になればいいかなと思います。ありがとうございます。

ほかにこれにつきまして御意見をお持ちの方、いかがでしょうか。

先ほども伺いましたが、団体の立場で広く捉えておられる野口委員から何かこれについてございますでしょうか。

○野口主査代理 まず、本来に立ち返って見たのですけれども、少子化に伴って部活動の課題が、これは厳しいぞというのを広く伝えて、周りの皆さんが御理解なさったというスタートがあったと思うのです。では休日についてはこんなふうにしましょうということが進んでいて、私はすごく各自治体の皆様は頑張っていらっしゃると思います。では休日はこの形でやりましょうという方向が随分完結に近づいているなという感覚があって、いいなと思っています。

先ほどどなたかがおっしゃったように、では平日の活動はどうするのかというところで悩んだのですけれども、外部の指導者の方と兼業兼職を望む先生とで平日は運営していく形になるのかなと。いずれにしても、「では活動場所は学校なの？」「外部の施設なの？」、「内容は？」「部費は？」「子供たちや御家庭の皆様の希望は？」ということ聞いた上で活動計画を立てる。そして実施して、必ず毎月または毎学期ごとに現状をフィードバックしていく必要があるのではないかなと。ここまでやっています、こうやっています、そしてそこを調整していく。そうすると、次の3年間は、文化活動に親しんでいく機会をよりきめ細かく、丁寧に、一緒に考えながらつくり上げていくというのが次の3年間になっていくのかなと思います。

○北山主査 ありがとうございます。昨日のスポーツワーキンググループのほうでも、3年、3年とはいうものの、次の3年は、まず実行のための3年で、その次の3年は、先ほど大坪委員からも出ましたが、定着のための3年であるということが理想かなと思います。そのためにも、外部はもちろん、学校の中での兼職兼業の在り方等も考慮していかなければいけないということで、鈴木委員、教育委員会のお立場としていかがでしょうか。

○鈴木委員 非常に難しいと思っていますけれども、昨年度、各学校、そして保護者の方々に全て説明会という形で実際に私も回らせていただいて、その立場から、本当はこの3年間で休日を全て移行するのがゴールではなかったのだろうか。また期間が増え、いつになったらどうなるんだということを聞かれ、窮している自分が何となく想像できたのであれなのですけれども、難しいとは思いますが、いわゆる後期、令和13年度末で、自治体によって様々だと思いますし、結果は置いておいて、少なくとも13年度末の目指す姿というのがないと、この期間って何なのかなというところがすごく私の中では、理解を得るのが難しいなと思っていました。

それと、次の前期、そして後期の3、3ということでございますけれども、今も3年間の改革集中期間があるわけですので、この3、3、3の関係というか、例えば今回の3年間は初めてのことでしたので、まずはやってみようという実施の3年間でしたと。そして、やってみていろいろな成果や課題も出てきましたので、次の3年間は、今度は自治体の特色を出していくような、よりよい実施の3年間にしていきませんか。そして、最後に全部の自治体で確実にやるという確実な実施の3年間というような、この3、3、3の関係性がうまく整理できるとすごくイメージもしやすいですし、説明もしやすいなと感じたところでございますし、そういった期間ごとの関係性ができると、先ほど言った自治体の推

進体制や自治体への支援というところでも、どういう支援内容をしていくかですとか、比重や割合というところでもやっていくことも決まっていくのではないかと感じています。

○北山主査 ありがとうございます。お話にもありましたように、現在の推進期間というのは総合的なガイドラインに基づいて行われて、進んだ自治体では既に平日まで移行しているところもありますが、全国的にはまだ差がございますので、今の3年間の実証を生かして、より確実な実行期間を次の前期として、その次が、もうそれが定着して将来に向けて動き始めているという形に持っていけるような具体的な、今の状態を十分踏まえた上での次の3年と3年ということにしたいということですね。

○鈴木委員 そうですね。

○北山主査 ありがとうございます。継続性が重要だというお話でした。

そういう意味でいけば、既に地域クラブの運営が進んでおりますので、これについて栗山委員からも補足的なことを頂ければいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○栗山委員 今活動していて、金銭面の問題がやはり大きいのと、あと会場の確保が難しいというのがありますけれども、立ち上げたのはいいものの、すぐに廃部みたいな形になるようなクラブはやめたいじゃないですか。なので、国からの支援と県からの支援、市の支援、これは絶対必要だと思っていますし、今僕たちのほうを支援していただいていますけれども、急になくなったら、もうやれない状況に多分陥るので、そこは必ず必要かなと思っています。

○北山主査 ありがとうございます。掛川市の先行事例というのは全国から注目されておりますので、それに基づいて、この3年間で十分な移行のまず第1期として、そしてその次の新たな、次期の改革期間を迎えたいと思います。

議論の方向性といましては、少なくとも休日は次期改革期間内に原則達成して、それを地域展開という形に持っていきたいと。困難な場合においても積極的に地域連携に取り組むことが望まれると。最低限がそれであって、より発展した実行の次の3年にしたいということだと皆様のお話を伺って思いました。そのためには、国として、地方公共団体が実現可能な平日の活動の在り方というものを、今の期間も含めて継続的に検証、普及していく必要があるということだと思います。

どうぞ、星委員。

○星委員 今までのお話を聞いていますと、人材の確保というのが問題になっているのですけれども、吹奏楽連盟では人材確保と育成にこれから力を入れていくということで、例

例えば県や支部単位で指導者の認定講習を行って、それらの講習を受講した皆さんを対象に最後に簡単な試験を行うのですけれども、それを通して認められた方の名簿を教育委員会に提出するというような形で、毎年、人材の確保というか、発見と育成を主眼に置いた活動を進めていこうとしております。

ですので、人材が湧いて出てくるわけではございませんので、今回の3年間の期間においては、人材の育成というものも眼中に置いて進めていくべきではないかなと。それに関しては、合唱連盟もそうですし、文化に関する連盟そのものが、ある程度、演劇に関してもきちんと地域で成立していますので、そういうものと地域の教育委員会がきちんと話し合いなり、を持っていたいて、行政と文化の機関が手を組んで人材の育成に臨むということもひとつこれからの改革期間として大切なのかなと感じております。

○北山主査 ありがとうございます。貴重な御意見でした。次期を迎えるに当たっては、今の移行の期間に人材の育成・管理というものをきちんとまとめておかなければいけないと。それによって継続的な改革がなされるということでした。ありがとうございます。

まだおありかと思いますが、時間が迫っております、私は司会として焦っているのですけれども。

次は7番目の「学習指導要領における取扱い」というのが残っているのですが、これは2つのドットに書かれておりますことと、その下には破線で囲まれた「最終とりまとめまでに検討する主な事項」ということもございますが、まず7番の2つのドットのところにつきまして、これは既に御意見を頂いているところですので、なければこれまでどおりのことで結構なのですが、もし付け加えてということがございましたら今のうちに伺っておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○西野委員 全体を見た中で、7番に初めて「地域クラブと学校との連携」ということで学校が出てくるのですけれども、1番から6番では学校という文言がありません。当然、7番は学習指導要領ですので学校が主体のものになるとは思いますが、ここで初めて学校との連携があるのであれば、1～6の中に学校との関わりについての記述があってもいいのかなと思います。結論的な意見ではないのですけれども、その辺が私の中で腑に落ちない点です。

○北山主査 ありがとうございます。7番で「学習指導要領」の文言が出てくるわけですが、ここで、これからの中教審の動きも関係してきますが、それによつては、1から6までのところに「学校」という文言も、何らかのこともあってもよろしいのではないかとい

うのが西野委員の御意見だと伺いました。

学習指導要領の総則そのものは、次期の学習指導要領によって方向性が決まるものですが、その間の解説をどのようにするかということが実行会議のほうでもこれから話し合われることになろうかと思しますので、それについて御意見を伺えればと思います。

○戸ノ下委員 以前のこのワーキンググループでも発言させていただいたとおり、地域移行・地域展開が社会教育であるのか否かというのが、特に音楽系の活動にとっては肝でございます。ですので、学習指導要領解説の見直しの過程の中で、地域展開・地域移行が社会教育であるということをはっきりとしていただくというのが必要だと思います。

それと同時に、休日は地域移行するけれども、平日は地域連携、学校部活動が継続するというケースも向こう3年間で考えられますので、そうなったときに、学校教育におけるいろいろな、例えば著作権の問題というものが非常にグレーになってしまう。このグレーは絶対解決しておかなければいけない問題でございますので、このあたりも学習指導要領解説の見直しの中である程度目安を書いていくべきかと考えております。

○北山主査 ありがとうございます。貴重な御意見です。著作権の重要性につきましては我々のワーキンググループの重要な課題だと思いますので、これが次の改革に向けて文言化されることも重要だと思っております。ありがとうございます。

ほかに。

○大坪委員 今日の資料2に「部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて」の資料がございます。その中の3ページに「中学校学習指導要領における記載」ということで、第1章「総則」の一部、「教育課程の改善と学校評価」云々に関しますところを載せていただいております。この文章を読んでいます中で、地域クラブと学校との関係性を示すという点においては、今議論が進んでいる段階では、この文章ではもういささか間に合わない、古いと感じております。特に「学校教育の一環として」という文章はもう不要なのではないか。それから、その後ろの文章を読みますと、はっきりとした主語がありません。学習指導要領の読み方として、主語がはっきり書いてないときには、「学校が」にして読むのが通常の読み方でございますので、そうすると、これを読んでいきますと、「学校が連携などの運営上の工夫を行い、さらに体制が整えられるようにするものとする」ということになってしまうので、これもやはり次期の学習指導要領では表記の仕方を考えるべきではないかと考えております。

考え方としては、現在、中教審で御検討いただいている次の学習指導要領の検討の中で

も、「社会に開かれた教育課程」という考え方は恐らく今後も進むだろうと思います。ですから、学校が地域クラブと全く無縁となることはないわけでありまして、学校の授業の中で学んだことを地域の活動の中で生かせるというようなことが必要になってくるでしょうし、地域で学んできたことをまた学校教育の中で生かすこともあり得るわけで、そういった点では、私は、教育課程の一環というのではなくて、ちゃんと学校が地域に開かれているんですよという趣旨を反映していくべきではないかと考えております。

○北山主査 ありがとうございます。次期学習指導要領のことも含めて様々な御意見を頂いています。

実は私の進行がちょっとまずくて、すみませんでした。次の議題（２）のところで資料２を御説明いただいた上で御意見を伺うことになっておりました。せっかく御意見を頂きましたので、ここで議題（２）に行きたいと思います。それで、先ほどの大坪先生の御意見も頭に置いた中で皆さんからも御意見も伺いたいと思います。

（２）学習指導要領解説の見直しに関する議論

○北山主査 それでは、事務局から資料２について御説明いただけますでしょうか。

○高橋室長 失礼いたします。それでは、配付資料の２を御覧いただければと思います。こちらは学習指導要領解説の見直しについての資料となっております。

今議題として御議論いただいたのは学習指導要領の話でしたけれども、学習指導要領解説というのは、学習指導要領の記載内容を詳しく解説したものがございまして、これを見直そうと今考えているということで、資料を作成いたしまして、本日御議論いただければということで議題として上げさせていただいております。

資料の内容について御説明させていただければと思います。

今まで御議論いただいた中間まとめにおいては、次の学習指導要領改訂に向けた検討ということで御議論いただいたのですけれども、議題として今から入ろうとしているのは、現行の学習指導要領解説において、現行の部活動のガイドラインにおける記載などを踏まえた見直しを行うというものになります。

資料２の１ページ目の「経緯」の真ん中辺りを御覧いただければと思いますけれども、この解説の見直しにつきましては、現行のガイドラインを策定した令和４年１２月に通知を出させていただいておりまして、見直しの趣旨としましては、これまで令和５年度から

実施した実証事業の1年目が終了いたしまして、2年目も動き始めるとともに、調査結果においても、今後着実に進捗していくという見込みであることも踏まえて、地域クラブ活動のさらなる円滑実施につながるように、ガイドラインを踏まえた見直しを行うというものになります。

下段を御覧いただければと思いますけれども、「見直しの概要」については3つ大きくございます。

1点目につきましては、現行のガイドラインにおける記載内容と同様に、学校と地域クラブとの間で活動方針などの共通理解、平日と休日の指導の一貫性を確保するための連携、生徒が興味・関心に応じてふさわしい活動が選べるようにするよう、地域における活動について生徒や保護者への周知をすることなどの記載を新設する予定としています。

また、部活動の位置づけについて明確化するために、法律上の義務ではないこと、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではないことなどを新たに記載することを考えております。

多様な部活動の展開として、こちらも現行のガイドラインの記載と同様に、生徒のニーズを踏まえ、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等の工夫をすることや、スポーツ・文化・科学分野などの様々な活動を幅広く経験できるよう配慮することなども記載することを予定しております。

こちらの見直しについての「4. スケジュール」ですけれども、本日このワーキンググループで御審議いただいた後は、明日でございますけれども、中央教育審議会の教育課程部会での審議をいただく予定としております。また、12月の上旬に、こちらのワーキンググループの親会議である実行会議でも御議論いただく予定となっております。予定いたしますましては、12月中、本年中に改訂を行いまして、教育委員会ははじめ関係部署に通知をさせていただきたいというようなスケジュールで考えております。

資料2の御説明は以上になります。

○北山主査 ありがとうございます。

先ほど大坪委員から御意見を伺ったように、3枚目が学習指導要領の総則の本文になりまして、1枚目と2枚目が学習指導要領の解説のほうの見直しについてのお話です。大坪委員から伺った御意見は、またこれから中教審等にも関わってきますが、このワーキンググループのほうからも伝えていきたいと思っております。

それで、先ほどのことも踏まえながら、その間の解説の見直しについて御意見があるよ

うでしたら伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今、大坪委員の話を聞いて、つい最近の話で「あっ」と思ったことがあったので。ここに書いてある「学校教育の一環として」という言葉、これがそぐわないのではないかという話もあったのですけれども、佐渡市では休日に移行しようという方針でやっているのですけれども、一部学校では平日もやりたいということで、できるのなら、また保護者の理解が得られているのであれば、それはどうぞということでやってみた学校もあるのですけれども、そうしたところ、「地域の活動なのだから、もう学校は関わりません」というスタンスに急に変わるようなところも実はあり、実際に大会の出場をめぐって、何の罪もない子供が不利を被っているような状況もありまして、そういったことも踏まえると、もちろん学校も含めた地域で子供を育てるわけですので、学校が全く関係なくはならないのですけれども、変な誤解ですとか、そういったことを与えないように、丁寧な記述ぶりは考えないといけないのかなと思いましたので、一言言わせていただきました。

○北山主査 ありがとうございます。

○西野委員 今の話の続きになりますが、学校の役割という点では、これからの地域クラブ活動を子供たちにどう周知するかというのは、学校がその役割を担わないといけないと思います。市町の広報紙や HP を見て地域クラブ活動を発信するより、学校からのプリントや HP、通信アプリなどは、比較的保護者や生徒も見ます。そこはすごく大事なかと。

私は今、播磨中学校の校長をしています。この11月1日、文化祭があります。本校の文化祭では地域クラブが生け花の展示、茶道の体験、文化協会の三味線の体験、地域の将棋クラブなど、体験や展示場所として提供しています。このように、学校の役割というのは、地域クラブ活動を学校が子供にしっかり知らせることが重要です。また、各種大会への参加ですが、本校でも剣道クラブとハンドボールクラブが完全に地域移行しましたが、特に、移行期に中体連の大会などに参加できるように手順を踏むことなどは、学校、教育委員会が協力し、子供たちの大会等の参加機会を保障しなくてははいけません。この辺は恐らく移行期間にはいろいろトラブルというか問題が発生することが予想できますが、ぜひ学校の役割の中で、何が必要なのかということも明確に、細かく書いていくと分かりやすいかなと思います。

○北山主査 ありがとうございます。現行の学習指導要領を、学校教育の一環ということではありますが、それをどのように捉えるかという、解説に関わりまして、まさにそれは2ページ目の「見直しの概要」の(1)の②、③に該当するところかなと思います。地域

との緊密な連携ですとか、生徒・保護者にどのように周知するか、こういうことを、これは概要として書いていただいているわけですが、本文の中で生かしていただければと思います。

星委員、どうぞ。

○星委員 まず最初に学校教育というもの、私は40年間学校の教員をやっている、つくづく感じているものは、知識の流入は大切だと思います。それに伴って、人格形成の場でもあると考えております。その両輪が学校教育であると考えてやってまいりました。それから言いますと、今回のことについては、最初に「地域移行」というものが「地域展開」ということで、子供たちの人格形成の一つの場として、あるいは専門的な知識の流入の一つの場として、地域全体でそういう場を確保してあげようと捉えているのだと判断しております。

そういう形からしますと、学校教育との兼ね合いが全くなくなってしまうと、例えば、先ほどどなたかがおっしゃったように、地域クラブ活動が結果のみ、コンクールで金賞を取るだけの地域クラブ活動あるいは優勝するためだけの地域クラブ活動にもなりかねない。そういう可能性も秘めていることになると思います。あくまでもここで述べている地域への展開というものは、人間の人格形成において、私どもはずっと経験しておりますけれども、人格形成の中で成功体験というのは非常に大きいもので、目標があって、それに対して努力をする、でも失敗しちゃった、でもそれに対してまた努力を重ねて、その目標が達成できた。そのときの喜びがもとになって私たちは生きる努力をしてくているのだと思うのです、どんなことに対しても。そういう場を学校の勉強の場だけで得られない子供たちがたくさんいる。そういう子供たちのためにこの改革が進んでいるのだと思うのです。少子化でできない子供たちが、地域にお願いして、そういう体験ができるだけできる、そういう場を設けるものが、この改革の一つの主眼だと考えています。そういうことからしますと、その主眼をきちんと文科省なり文化庁なりが示すことによって、地域活動の在り方というものもおのずと決まってくるような気がしていますので、できれば、どのような形になるか。先ほど大坪先生がおっしゃったような文言の見直しというものは、それはそれでいいと思うのですけれども、学習指導要領の中には関連づけたものをきちんと明記していただいたほうがよろしいのではないかと考えております。

○木村主査代理 星委員は前から、学校教育のこれまで果たしてきた役割が大変大きくて、単に地域に移行するとその部分が欠落して、子供の人格形成とかいう部分に十分対応でき

ないのではないかという懸念をおっしゃっておりました。私もまさにそのとおりでございます。

私どもの地域でも、地域移行ということで地域にお任せ、学校は関係ないやというふうな一部の捉え方がございまして、指導者とか保護者から懸念が出ているところでございます。ですから、前の会議でも申しましたが、学校施設を十分活用することによって、保護者も子供たちも安心して活動ができるというところでありますので、ここでいう「学校との連携」という言葉は非常に重要なと考えております。

問題は、主体がどこかということなのですね。その場所が学校であれ地域であれ、それを行っている主体者が今までは例えば学校であったと。でも、これからは地域が担うのですよという、その主体を明確にしていけないと、今の鈴木委員の懸念もありますとおり、そこら辺がごちゃごちゃになってしまって、どこまでがどういうふうに関わっていくのかというのが分からなくなっていくので、そこははっきりした上でやっていく必要があるかなと思っております。

○北山主査 ありがとうございます。この部活動改革につきましては、おっしゃるように、学校と地域の関わりというのを明確にしないことには混乱が生じてしまうので、今回の現行学習指導要領の解説については、その辺がうまく生かせればいいなというふうな御意見をたくさん伺ったかと思えます。そして、それらの御意見の中には次期学習指導要領の改訂について重要になることも含まれていたかなと思えます。皆さんから伺ったことがこれから実行会議での審議の中に含まれると思えますので、今後の手続の中で進めていただきたいと思っております。

この件につきましてはよろしいでしょうか。残り30分もなくなりましたけれども、次の議題（3）のところに「その他」とはなっておりますが、実はこれは、前回も申し上げました個別論点に関する議論ということになっておりまして、これについて御意見を伺わなければいけないわけです。

（3）その他（個別論点に関する議論）

○北山主査 時間の許す限り、最終とりまとめに向けて必要となる文化部活動の個別の課題や論点について御意見を伺いたいと思っております。

文化部活動の個別の論点としては、指導者の確保、活動場所の確保、活動場所への移動

手段、これも大きいかと思います。そういうものの確保について御意見を伺っているところですが、参考資料１の３ページ目の「(６) 時代に即した指導者の質の保障・量の確保」のあたりからまとまっているかと思います。

こうした個別課題につきまして、さらに、前回に加えて御意見を伺えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○戸ノ下委員 質の確保については、合唱連盟としても、それから文化芸術活動全体を捉えても非常に深刻な問題だと思っております。

一つは、合唱連盟の取組としては、先ほど吹連は取り組んでいらっしゃるお話がありましたが、合唱連盟も、合唱連盟単体ではなくて、合唱関係団体——日本合唱指揮者協会、一般社団法人音楽樹と連携して、指導者の質をどう確保していくのかという取組を既に始めております。合唱指揮者協会がコーラスアカデミーの中で指導者養成講座を設け、そこに合唱連盟からも講師が派遣されて、意識を喚起し教育していくという取組に既に着手しております。一方で、地方組織からは、そもそも地域に指導者がいないんだ、したがって教員が兼業兼職を継続せざるを得ない状況というのが実情だという声も上がっております。なので、この辺のバランスをどう取っていくのかということが今後の一つの課題かなと考えております。

それとともに、運営主体、指導者に対して、先ほど来各委員の先生方からありますように、指導者が「中学生を指導するのだ」という意識をきちんと持ってほしいということで、このワーキンググループの第１回のときにお配りさせていただいたガイドラインというものを作成させていただきました。あのガイドラインについても複数の都道府県教育委員会からいろいろな問合せを頂いております。なので、それを引き続きブラッシュアップするとともに、とにかく質の確保というところで今考えておりますのは、指導者向けの新たなセミナーもやっていかなければいけないのではないかと今いろいろ動いているところでございます。なので、これは合唱連盟単体ではなくて、吹奏楽連盟はじめいろいろな音楽系の部活動の団体、それから演劇や表現活動の団体とも連携しながら考えていかなければいけない問題と思っております。

○北山主査 ありがとうございます。御意見を頂きましたように、合唱連盟さんも合唱指揮者協会等と連携を取りながらやっておられますし、吹奏楽連盟も、吹奏楽関係でいきますと JBA（日本吹奏楽指導者協会）との連携も取りながらやっております。同じように考えていきますと、その種別だけではなくて、文化芸術という意味で幅広く、演劇も合唱も

吹奏楽も管弦楽も日本伝統音楽もそういう連携を持っていくことがこれから重要なのかなという戸ノ下委員の御意見だったと思います。本当にありがとうございます。

先ほども言いましたが、第1回の資料で頂きました合唱連盟のガイドラインは非常によくできておりまして、これは文化庁の Web サイトから今でも閲覧できますので、ぜひ周囲の方にもお勧めいただければと思っております。

どうぞ、西野委員。

○西野委員 播磨町においても当初から人材確保が最大の課題で、私が教育委員会に関わっていた際に人材バンクに取り組みましたが、中学校で週7日のうちの5日の活動することや中学校の先生がやっているような活動は責任が重い、地域の指導者では担えないなど、指導者として携わってくれる人はほとんどいない状況でした。今は、学校の先生と地域の指導者が一緒に指導することで、少しずつ地域の人に任せることで指導者の資質の向上につながっています。最初から指導者の質とか量を求めるのは絶対難しいし、指導者確保は不可能です。週7日のうちの5日を超えた活動に参加できるのは、教師は仕事の延長でやっているから関われますが、地域の方がこれだけの時間を割いて関わることは無理があると思います。再々、私もこの会で話していますが、週7日のうち5日の活動が基準ではなく、週に2日、3日の活動や、極端な話としては、週に1回の活動でもいいのかなと。

例えば私は美術が専門ですが、指導するのは、週1日指導者に見てもらう。平日は指導者の指示やアドバイスで自主活動をする。その活動の場には、子供の安全を確保するために、美術の専門ではないけれども、子供たちと一緒に活動してくれる指導員がいてもいいと思います。そこに質を求めるのではなくて、子供の見守り、そして週に必要な応じた指導ができる人を配置することも考えられます。

もう一つが、本校でも休日に加え、平日の夜の活動を試行しています。それは、星委員が言った、もっとやりたい子については、平日の部活動を少し減らす中で、バスケットボール部やバレー部において、平日は週2日程度地域クラブ活動として夜に活動しています。この活動は、あくまでも自由参加ということで、強制はしないことを条件にしています。また、この夜間の活動においては、3年生は既に引退していますが、引退した3年生であっても受験生ではありますが、週に1日、2日は地域クラブ活動に参加できるので、本当に子供たちのニーズに合った活動になっています。そういった意味では、今、日数と時間帯、指導者に求める質というものをそれぞれの場に応じてしっかりと準備するというのも大切なのかなと感じています。

○北山主査 ありがとうございます。確かに人材の確保というのは、質もさることながら量も大変なことです。人数の配置のことですとか、おっしゃるように、1日だけでも人が回せるようなプログラムをどのように組むかとか、そういう工夫が必要になってくるかなと思います。そういう意味でいきますと、これは文化だけではなくてスポーツも共通する課題になりますので、まさにこれはスポーツワーキンググループとも協働しながら実行会議で詰めていけたらいいなと。

○西野委員 吹奏楽も夜に活動すると、騒音の問題は出てきますが、音楽室はある程度の防音もしていますので、夜、練習の日を設けると、OB が来て一緒に練習できるというメリットもあります。そういったことを考えると、放課後の時間帯だけではなくて、夜の時間帯というところも積極的に活用すべきであると思います。この活動においては、強制はしない方がいいかと思います。

○北山主査 貴重な御意見だと思います。一般の方がいらしていただくためには時間帯の工夫が必要です。ありがとうございます。

そういうことも含めまして、ほかにも、移動の問題もあるかもしれませんが、何か御意見、御提案等ございましたら。

○大坪委員 例えば音楽のように全国的な組織が出来上がっているような領域に関しては、指導者講習であったり、認定講習であったりという形はぜひとも取り組んでいただきたいと思います。思うのですけれども、あまり組織化が進んでいない、例えば美術はそうなのですけれども、そういったところなどでは、これは一事例としてお聞きいただければと思うのですけれども、これは社会教育ではなくて幼稚園教育なのですが、幼児教育において芸術系の領域を指導するというのはなかなか難しいのです。高松市では「芸術士」というのを市の制度としてしておりまして、そこに市内の、自分は絵を描いていますとか、こういったダンスをやっていますとか、演劇をやっていますという人たちに応募してもらって、市がその中で面接をしたり、様々なチェックを行ったりして、「芸術士」という資格を与えています。その人が、ある幼稚園に1年間ずっと通い続けて、その幼稚園の幼児たちの芸術活動を見るというような形をやっているという制度がございます。これは幼児教育なのですけれども、団体として人材養成ができる領域以外のところを何とかカバーしていくためには、そのような何らかの資格を市として、あるいは県として与えていくというような、そういった制度づくりをしていかないと、恐らくだんだんと地方では人口が減っていく中で、ますます厳しくなっていくのではないかと考えております。その資格を与えるとな

っていくと、そういった人に対するペイはどうするのだというあたりがこれから問題になってくるかなと思います。

○北山主査 人材の確保という意味では、資格ということも重要な観点かなと思います。質の確保、量の確保、時間帯のこと、そして子供たちの移動のこと、たくさんあるかと思っています。

ほかに。

○星委員 吹奏楽の場合には楽器が重要な役割をするものですから、現状では夜の時間、先生のところは校長先生に御理解があつて、学校施設も夜お貸しいただけるというような状況になっていますけれども、全国的に見ると、そういう学校ってあまり聞かないのですね。大体、職員が全員下校すると、それ以降は学校施設は借りられない。なので、公民館やそういう施設を別に保護者が借り切つて、そこへ楽器を移動して練習をしなければならないというのが多いかなという気はするのです。ですので、できれば文部科学省の方針として、費用もかかることなのですけれども、各学校の部屋を夜でも、職員がいない状態でも地域に開放できるような設備をぜひ構築していただけるとありがたいなと。

○北山主査 ありがとうございます。確かに地域によっても差があるでしょうが、学校開放が進んでいないということもあるかもしれないですね。一般の公民館や文化施設等は既にこれまでの大人の団体でいっぱい、なかなか入ることができません。でも、部活動の地域移行ということにつきましては、学校を使わざるを得ないのが現状でして、これについては文科省のほうで、そのための取決め事のひな形のような文言も提示しておりますので、そういうのも参考にしながら各地で進めていただきたいなと思います。

あと、施設についての設備ですよ。これも地域によって様々なのですが、管理体制を、一般に開放するところとしないところを、ちゃんとセキュリティのセットの仕方を変えていたり、あるいは遠隔操作でできるようにしてあるとか、いろいろ工夫があるかと思っています。これもやはり自治体と学校の連携で、そのお力をお借りすることになるかと思うのですが、ぜひこれも今回の中間まとめの中に、進めていただきたい重要なところとして挙げたいと思います。

○西野委員 このことに関しては、学校教育法第85条に学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。また、社会教育法第44条第1項 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供する

ように努めなければならないとあり、播磨町では条例も定めています。

○北山主査　そうですね。ただ、現実としてはあまり使われていないところが多いのだということが星委員のお話にもあったかと思います。

○西野委員　以前も少し話をしたかなと思うのですが、播磨町では、施設の管理の一元化ということで、施設の貸出し、利用調整は、私が理事長をやっているスポーツクラブが学校を含めた体育施設を全て管理しています。しかし、音楽室などの特別教室の活用についてはこれからになります。体育館、武道場、グラウンドに関しては、スポーツクラブが一般住民と学校の地域クラブを調整しながら全てをマネジメントしていますので、そこについてはうまくいっているところです。今後は音楽室などの特別教室の活用に向け、スマートキーの導入を今検討しているところです。

○北山主査　ありがとうございます。

これに関連して木村委員のほうから。

○木村主査代理　今この実証事業の中で、特に吹奏楽部の場合は、楽器の管理とか保管とか移動とか、会場費などに関わる特有の課題があるとされております。学校内の活動が困難としている学校が大変多くあると、この実証事業の事例集でも報告されて、星委員がおっしゃったとおりなのです。文化部の地域移行が進んでいない一つの大きな課題がまさにそこにあると思っています。

調べてみると、国の事業として部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金というのがあって、スポーツのほうは使えるのですが、地域文化クラブ単独ではこれは使えないとなっておりまして、ぜひ地域文化クラブ単独でもこの補助金の対象としていただけると、大変今の課題の大きな支援になるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○北山主査　重要な情報でした。事務局、よろしくお願いいたします。

ほかにこれに関することで御意見がありましたら。

○栗山委員　学校施設を使うということで今話がありましたけれども、学校施設を開放していただいて、いざ使うとなったら、吹奏楽の場合は大体パート練習10部屋ぐらいということで前聞いたのですが、普通の教室は学校の生徒さんたちが使っていますし、職員室は通れないですし、動線の確保が難しいという点と、特別教室棟を練習で使うとなると、空調設備がついていない学校がほとんどだと思うのです。そうすると、夏場、冬場、エアコンがないと練習が厳しい。夜窓を閉め切ってとなったら暑いですし、窓を開け

て練習するとなると、近隣住民から「うるさい」という苦情が出ると思いますので、空調設備をできるだけ早く特別教室棟にはつけていただきたいというのは意見としてあります。

○北山主査 空調設備は重要ですね。一般教室は多分、静岡県の場合にはどこも完備されていますね。音楽室が、それがついているところもあれば、ないところもある。体育館につきましては、東京都のようにほぼどこでも完備しているところもあれば、静岡の場合はまだ体育館までは及んでいないというところがありますよね。そういう意味でいけば、行政のほうにも教室の設備を整えていただくということが重要ですね。

○栗山委員 特別教室棟という、特別教室だけの棟があるのですけれども、全部ついていなくて、早くぜひつけていただきたいです。拠点校にしたいというのがあって。

○北山主査 場所のことがたくさん重要な御意見を頂戴していますけれども、子供さんの移動等についてはいかがでしょうか。

例えば今の合同の活動においても移動というのはあるわけですね。拠点校のほうに移動するわけですので。子供さんの移動ということについては、掛川市はどうなっているのでしょうか。

○栗山委員 聞くと、ほぼ送迎になるので、平日……

○北山主査 それは保護者の？

○栗山委員 保護者の。保護者の仕事が終わる次第来てもらうので、その時間に合わせて今、平日のクラブ活動はしているという感じです。

○北山主査 ほかの地域とか団体を通じて御存じのことで情報がありましたらお知らせいただけますか。

○西野委員 私の町は、人が住んでいるのは6平方キロで、そこに2つの中学校なので、移動は全く問題ありませんが、兵庫県の推進会議等では、北のほうは移動距離が多いということで、スクールバスを学校教育の延長で活用する取り組みを計画している自治体もあります。学校が統廃合し義務教育学校になる中で、スクールバスを利用する事案が増えていと聞いています。

○北山主査 スクールバスの運用というのは重要になりますよね。地域によって、西野委員のところのように、割と面積が広くなくても人口がそれなりに多くてという、人口密度の高い町で有名ですが、移動については楽かもしれないですが、北海道とか、もっと遠距離を移動しなければいけないところも重要な。静岡県もそういうところがありますよね。スクールバスの運用ということが中心になるのでしょうか。

もちろん、掛川市のように、保護者の方に送っていただくというのも、地域が子供たちの活動に参加するということでも重要なことかなと思います。実は私、静岡市で関連するところで親御さんに「送迎が負担でないか」ということを伺ったこともあるのですけれども、むしろ、ふだん子供の様子がうかがえないところを、友達と一緒に話しているところを聞いたり、子供が友達と過ごしている様子を垣間見れるので、それは一つの喜びにもなっていますみたいなことも伺っています。ただ、これも家庭の事情によりまして必ずしもどこにでもお願いできることでもありませんので、スクールバスというのはいいいアイデアかなと思います。

○鈴木委員 佐渡市の場合、中学校だけで13校あります。すごく面積が大きいので。やはりクラブ活動については保護者の方に送迎をお願いしているというところで、地域クラブということですので、学校の教育活動とは一歩下がったというところで、保護者の方にお願いしているというような実情があります。その中でも、13校それぞれ、学校によってスクールバスがあつたりなかったり、路線バスを使っているところもあつたりと、それぞれ状況が違うところもあります。また、スクールバスを出すにしても、今、運転手がいらない。そこもあります。なので、結構難しい問題だなと感じています。簡単にスクールバスでといっても出せない実情も結構地方のほうにはあるのではないかと感じています。

○北山主査 分かりました。ありがとうございます。スクールバスとはいっても、路線バスでさえ運転手の確保が難しいところであるということがありますね。考えようによっては、これは国の別の政策になるかと思うのですが、ライドシェアの活用ということもこれから生まれてくるのかなとは思いますが。

○木村主査代理 今、小中学校のタブレットを新しいものに更新する時期にちょうど入って、来年、再来年という時期で、かなりICTの活用も全国的に進んできております。私も富山県で唯一リーディングDXスクールに入っているのですけれども、トライアルで吹奏楽でも、指導者が来て教えるということだけではなくて、それはもちろん理想なのですが、もっと広域的に、例えば1人の指導者が複数の地域に大きなスクリーンで同時配信する、そうしたことが可能ですかと聞いたら、一部こういう形ならできますよと指導者から教えていただいたので、そういった時代にもう入ってきているのではないかなという感じがしておりまして、リアルで、対面式がもちろんいいのですけれども、そうしたことも考えていかないと、ちょっとやりにくいかなと。そういった支援が必要になってくるかなと思っております。

○野口主査代理 タイムラグがあるんですね。今というときにずれちゃったりするんですね。演劇のせりふもそうなのです。ただ、今、木村先生がおっしゃったように、やり方によってはできると思うのです。移動しなくても、テクニックとか、指導とかお友達からとか、できなくはないと私も思っております。

○北山主査 以前のコロナ禍のときに、ICT の活用で音大のレッスンも遠隔でやっておりましたから、これからそういう可能性も広がるのではないのでしょうか。

まだお聞きしたいことはたくさんあるのですけれども、恐縮ですが、時間の都合上、本日はここまでにさせていただきますして、個別課題への対応については引き続き次回のワーキンググループで御議論いただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から今後の検討スケジュールの全体について御説明をお願いいたします。

○高橋室長 失礼いたします。

お配りしている資料3でございますけれども、資料の一番上でございますように、1つ目の丸につきましては、まさに本日、中間とりまとめの骨子案について御議論いただいたところでございます。

今後の流れといたしましては、本日頂いた御意見を踏まえつつ、12月に親会議、実行会議を開催いたしますので、そこで中間とりまとめをしていただく予定としております。

その後、関係団体に書面によるヒアリングを行うとともに、このワーキンググループの予定という観点で申し上げますと、この関係団体ヒアリングが終わった後、各論のところについての議論など、改めて先生方から御意見を頂ければと思っております。

最終的なゴールのイメージといたしましては、令和7年春頃に実行会議の最終とりまとめという流れを想定しているところでございます。

また、12月の親会議、実行会議の中間とりまとめに当たっては、改めて委員の先生方に御相談させていただければと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○北山主査 ありがとうございます。

本日の議題は以上になります。先ほど申し上げましたように、本日頂いた御意見を踏まえて、12月に第2回実行会議で中間とりまとめが議論される予定になっております。次回のワーキンググループは来年の開催を予定しているわけですが、最終とりまとめに向けて個別課題への対応についての議論をさらに深めてまいりたいと思っております。本日御

意見を頂けなかった部分に関しましては、また事務局のほうにメールで頂ければ、私も共有させていただいておりますので、次の会議に生かしていきたいと思っていますところです。

それでは、次回以降の日程について、事務局からアナウンスいただけますでしょうか。

○高橋室長 本日はありがとうございました。

次回のワーキンググループですけれども、来年の開催を予定しておりますけれども、詳細な日時につきましては、改めて委員の先生方に日程照会をさせていただいた上で御案内させていただければと思います。

以上でございます。

○北山主査 ありがとうございます。

それでは、予定の時間を少々過ぎてしまいましたが、本日はこれにて終了いたします。
ありがとうございました。